

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援事業補助金の運用について、ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

(対象法人)

第2条 交付要綱第2条第1項第3号で規定する対象法人について、グループ会社など資本関係や業務提携関係等がある法人が福島県内に拠点を有している場合であっても、申請（所属）する法人が要件を満たしていれば対象法人と見なす。

(事業要件)

第3条 本補助金の補助対象事業は、交付要綱第3条第1項別表第1に規定する事業であって、事業期間が、事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。

(事業実施期間)

第4条 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における事業期間は、本県に訪れた初日を事業開始日とし、本県を離れる最終日を事業完了日とする。

(滞在場所及びテレワーク実施場所)

第5条 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における県内での滞在場所は、旅館業法等に基づく宿泊施設に限らず、賃貸住宅や実家等も対象とする。ただし、補助対象経費については、実施要領第7条のとおりとする。

2 交付要綱第3条第1項第1号及び第2号に規定する対象事業における県内でのテレワーク実施場所は、コワーキングスペースや実家等に限らず、社会通念上、業務のために使用したと認められる施設であれば対象とする。ただし、補助対象経費については、実施要領第7条のとおりとする。

(勤務者の変更)

第6条 交付要綱第3条第1項第1号に規定する対象事業において、補助対象者が福島県外に存する対象法人であって、事業期間中にやむを得ず勤務者を変更する場合は、変更前の勤務者の交付決定額の範囲内で新たな者を勤務者とすることができる。なお、この場合は、交付要綱第6条に基づく変更申請を行うこと。

(補助対象経費)

第7条 交付要綱第3条第1項別表第1で規定する補助対象経費の主な内容は、次のとおりとする。

| 補助対象経費 | 内容 |
|-------------------|--|
| 宿泊費 | <ul style="list-style-type: none">・本県に滞在している間の宿泊費（飲食代は除く）・ただし、以下に該当する場合は、対象としない。<ul style="list-style-type: none">(1)旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合(2)交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品や自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用した場合 |
| 住居の賃料 | <ul style="list-style-type: none">・本県に滞在している間の住居の賃料。ただし、月額賃料を対象とする場合、各月において勤務日の概ね8割以上は、当該住居に滞在すること。・管理費や共益費は含むが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料は含まない。また、対象法人が申請する場合は、消費税及び地方消費税を含まない。 |
| 交通費 | <ul style="list-style-type: none">・公共交通機関利用料及び自家用車やレンタカーの高速道路利用料・なお、合理的な経路及び経済的な利用料金とし、レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象としない。・県内から県外又は県外から県内への移動に係る交通費については、業務に関するもののみ対象とする。 |
| コワーキングスペース等の施設利用料 | <ul style="list-style-type: none">・コワーキングスペースの月額基本利用料及び初回登録料（必要な場合）・コワーキングスペースのドロップイン（1日以下）の利用料・ロッカー代や会議室、コピー利用料等は対象としない（基本料金に含まれる場合は対象とする）。 |
| レンタカー代 | <ul style="list-style-type: none">・本事業に係るレンタカー代（燃料代は除く） |
| 引越代 | <ul style="list-style-type: none">・本県で滞在する住居への移転又は本県で滞在していた住居からの移転に係る引越代（引越業者又は運送業者に支払った費用に限る） |

(交付申請及び実績報告の提出期限)

第8条 交付要綱第4条で規定する交付申請の時期及び交付要綱第8条で規定する実績報告の提出期限は、それぞれ以下のとおりとする。

| 種別 | 提出期限 |
|------|---|
| 交付申請 | 原則として現地活動の出発日の15日前まで |
| 実績報告 | 原則として現地活動の帰着日の30日後又は現地活動の帰着日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日まで |

(補助対象者の個人情報の管理)

第9条 補助対象者の個人情報は、福島県個人情報保護条例に則って適正に管理し、補助対象者への移住等に関する情報提供活動等以外には使用しない。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。